

9月16日は敬老の日

(老人週間：9月15日～21日)

敬老の日になみ、市内のご長寿さんを紹介します。

問 長寿課 (☎62-1063)

市内の満99歳以上の人

男性…17人

女性…95人

市内の最高齢の人

男性…103歳

女性…107歳

※年齢は令和6年度の満年齢、令和6年8月1日時点の集計

数え100歳 のむらみつお 野村三男さん (銀座) にお話を聞きました

大正14年に安城で生まれ、15年ほど前に刈谷に来た三男さん。8人きょうだいの5人目で、子どもの頃はきょうだい全員で田植えや農作物を育てる手伝いをしていました。

15歳で名古屋鉄道(株)へ就職。19歳で陸軍に召集され、終戦後に復職し70歳まで勤めあげました。電車やバスの運転手の養成を中心に、さまざまな業務に携わりました。仕事での印象深い思い出は、運転責任者として立ち会った犬山モノレール線の出発式。直前に降った雨の影響で満員の招待客を乗せたモノレールの車輪が空転し、スリップしたものの何とか乗り切ったというハプニングを笑顔で話してくれました。

長寿の秘訣は「特にないが、毎日満足して暮らしている」とのこと。自宅にいる時は、70代後半から覚えたパソコンを操作していることが多いそうです。

三男さんの家族は「しっかりしていて元気。いつまでも元気でいてほしい」と話してくれました。



10月から児童手当が拡充されます

問 子育て推進課 (☎62-1061) ID 1018427

拡充内容

支給対象 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (高校生年代まで) の児童を養育している人

所得制限 廃止

第3子以降の児童の支給月額 30,000円

子どもとして数える期間 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで (大学生年代まで)

※親に経済的な負担がある人

支給回数 年6回 (偶数月に各前月までの2カ月分を支給)

※制度改正後の初回の支給は12月です。10月支給分は改正前の支給額です。

以下の人は申請が必要です

10月中旬までに通知を送りますので、申請書記載の期限までに申請してください。

▶児童手当を受給しており、親に経済的負担がある大学生年代の子を含む子が3人以上いる人

▶児童手当を受給しておらず、同一世帯に高校生年代の子がいる人

▶児童手当を受給しておらず、中学校修了前の子がおり、所得制限超過のため受給していない人

※高校生年代の子と別居している人および中学校修了前の子がおり、今まで児童手当を申請したことがない人は通知が送られませんので、子育て推進課へ問い合わせてください。